

定例記者会見 市長コメント (概要)

① 令和5年6月釜石市議会定例会 付議事件について (資料1)

6月5日に招集する定例会に付議する事件は、23件で、内訳は、報告3件、専決処分承認7件、条例8件、予算1件、その他の議案4件。

「条例」では、企業版ふるさと納税を地域再生法に規定する まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の資金に充てる基金を設置するための、「釜石市企業版ふるさと納税基金条例」などを提案する。

今議会に提案する予算は、令和4年度の繰越にかかる報告3件、令和4年度補正予算の専決処分1件、令和5年度補正予算の専決処分2件、令和5年度補正予算1件。

資料1-6「予算の概要と主要事業」の23ページ、令和4年度補正予算の専決処分は、一般会計の1件、補正額は2,700万円の増額で、補正後の予算額を229億2,700万円としたもの。

ふるさと寄附金関連の基金積立金の調整等を行うとともに、繰越明許費補正、債務負担行為補正を計上している。

なお、令和4年度のふるさと寄附金は約7億8,000万円で、前年度と比較して約2億8,000万円減少している。

令和5年度補正予算の専決処分2件について、資料の19ページをご覧ください。

令和5年度補正予算の専決処分は、一般会計補正予算第1号の補正額が2億4,000万円の増額で、補正後の予算額を208億9,200万円としたもの。

内容は、資料の21ページをご覧ください。

国の方針に基づき、新型コロナウイルスワクチンの接種を継続する必要性が生じたことから、予算の補正が必要となったもので、3月27日付けで専決処分をしたもの。

資料の15ページ、一般会計補正予算第2号の補正額は3,300万円の増額で、補正後の予算額を209億2,500万円としたもの。

内容は、資料の17ページをご覧ください。

所得が一定水準額を下回る子育て世帯に対する給付を国が決定したことから、予算の補正が必要となったもので、4月25日付けで専決処分をしたもの。

6月補正予算について資料の1ページをご覧ください。

今議会に提案する補正予算は、一般会計の1件、補正額は6億3,900万円の増額で、補正後の予算額を215億6,400万円としたもの。

今議会における補正予算では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用したエネルギー・食料品価格等の物価高騰に係る各種支援事業のほか、子ども食堂を通じた子どもの居場所づくりや起業のサポートに向けた事業を計上している。

新規事業は、資料10ページの通り1件、1,000万円を計上している。

今回提案する予算のうち、主要な事業を資料に沿って説明する。

資料 3 ページ番号 1 の「DX 推進事業」、予算額 1,091 万 8 千円は、国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用し、各種申請や届出等の手続きのオンライン申請システムを構築・導入することによって市民等の利用者の利便性の向上を図ろうとするもの。

資料 4 ページ番号 5 の「新庁舎建設事業」、予算額 2 億 2,539 万 8 千円は、新庁舎の令和 7 年夏頃の完成を目指すもので、令和 4 年度の 12 月補正における、令和 7 年度までの建築主体工事に係る債務負担行為約 40 億 3,000 万円のうち、今年度の建築主体工事費及び工事監理委託料を計上したもの。

次年度以降に発生する電気・機械設備工事及び工事監理に係る予算は、債務負担行為を設定している。

資料 6 ページ番号 9 の「地域子ども・子育て支援事業」、予算額 348 万 3 千円は、保育所等を利用していない未就園児を対象とし、定員に空きのある保育所等での保育サービスをモデル的に提供しようとするもの。

番号 11 の「支援につなぐ子どもの居場所づくり事業」、予算額 100 万円は、子どもの居場所の確保及び世代間交流を促進し、地域で子どもを見守る環境づくりのため、子ども食堂等の食の提供を行う事業に係る経費を支援しようとするもの。

資料 7 ページ番号 16 の「起業挑戦サポート事業」、予算額 300 万円は、起業をはじめとして、新事業・新産業の創出、第二創業・事業承継等の新たな事業展開を促進するため、これを実施するサポート・交流拠点機能についての調査・試験的運用等に取り組むもの。

資料 9 ページ番号 21 の「旧釜石鉱山事務所国登録有形文化財登録 10 周年記念事業」、予算額 1,000 万円は、旧釜石鉱山事務所が平成 25 年に国登録有形文化財に登録されてから、今年度 10 周年となることから、釜石鉱山坑道の VR 動画などのデジタルデータを作成し、近代製鉄発祥の地としての情報発信に取り組むもの。

その他の主要な事業は、資料 3 ページ以降をご覧願う。

また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源としている事業は、資料の 13 ページにまとめているのでご参照願う。

② 三陸沿岸道路 東松島・山田間 機能強化連絡協議会の設立について（資料 2）

三陸一帯を結ぶ復興道路「三陸沿岸道路」は、関係各位の並々ならぬご尽力により、国のリーディングプロジェクトとして、鋭意整備進捗が図られた結果、令和 3 年 12 月に全線開通を果たし、災害に強いネットワークの構築、物流・観光振興による経済活性化、地域間の交流連携など被災沿岸部を支える重要な道路となっている。

しかしながら、追越車線や休憩施設の不足、主要箇所のハーフィンターチェンジのフルインターチェンジ規格化など、全線開通後に新たな課題が見えてきた。

利便性を更に高めるため、三陸沿岸道路の機能強化を図る必要性を、改めて認識したところである。

そこで、三陸沿岸道路の機能強化を通じた更なる地方創生の進展等を目的とする「三陸沿岸道路 東松島・山田間 機能強化連絡協議会」を設立するため、東松島市から山田町間までの7市3町の皆様と協議を進めてきたが、この度、構成市町から設立に関する同意をいただいたことから、今月26日に釜石市民ホールにおいて、設立総会を開催する。

また、設立後は、三陸沿岸道路の機能強化の実現に向けて、協議会の構成市町が一致団結し、国への要望活動等を活発に行っていきたいと考えている。

③ ワークেশョンの推進にかかる取り組み状況について

当市のワークেশョン事業については、令和2年5月21日、株式会社日本能率協会マネジメントセンターと包括連携協定を締結し、同社が企画運営するラーニングワークেশョンプログラムを市内で実施している。

同プログラムは、「釜石地域そのものを生きた教材」と位置づけ、非常時におけるマネジメント研修や、復興の取組、地域産業の実践に関わることで、交流を深め、参加者だけでなく受入側にも自己変革への気付きが促されることを目的として実施しており、これまで3回開催し、14社24名が参加している。このほか同社が受入に関わった企業研修プログラムには、2社40名が参加している。

また、令和3年3月には、当市と株式会社かまいしDMC、日鉄興和不動産株式会社の3者で包括連携協定を締結し、当市でのワークেশョンの推進に向けた取組を進めてきた。

同年10月には、市内の空き店舗を活用したワークেশョン施設「ねまるポート」を開設し、それに合わせ株式会社オカムラが包括連携協定に参画し、4者の連携によるワークেশョンの受入を本格始動した。

「ねまるポート」の開設にあたっては、只越町の空き物件を日鉄興和不動産株式会社が取得、リノベーションし、株式会社オカムラからオフィスデザイン及びオフィス家具等の提供を受け、株式会社かまいしDMCが施設運営を行う形でオープンした。

「ねまる・ポート」がオープンした令和3年10月から令和5年3月までのワークেশョン実績は、24社175名の方々に当市にお越しいただき、創出宿泊数は393人泊、飲食代や宿泊費などの実地元消費額は約900万円と、コロナ禍で大都市からの人の往来に制限があったものの、多くの方にご利用いただいております。企業からの申込みのほか、全国の自治体やDMO等から視察の申込みも増えていると伺っている。

一方で、ワークেশョンの拠点施設「ねまるポート」の収容人数は5~8名程度であることが課題となっていたため、ワーカーのニーズに応じた施設の在り方等について、4者で検討を進めてきた。

この度、当市でのワーケーションの推進に係る事業に対し、日鉄興和不動産株式会社、株式会社オカムラからそれぞれ1億円、計2億円の企業版ふるさと納税による寄附をいただいたことから、5月25日に都内で記者発表を行ったところ。

いただいた寄附金と国のデジタル田園都市国家構想交付金等の各種支援策なども活用し、新たな施設整備と利用促進のためのプロモーション活動を行ってまいります。

新たな施設の整備については、浜町地区の市有地を候補地として検討しており、最大で50名程度が利用でき、また、企業のサテライトオフィスが入居可能な施設を想定している。

ワーケーションの推進により、ワーケーション実施企業と市民との交流、市内企業とのビジネスマッチングによる“つながり人口の創出、地域課題解決、市内消費による地域経済の活性化、サテライトオフィスの誘致による定住人口の増加や雇用創出など、ワーケーションを実施する企業の人材育成のみならず、受入側である当市にも大きな学びとなるものと期待している。

ワーケーションを推進し、オープンシティ戦略の基本理念「市民一人ひとりが役割を持つ、真に開かれたまち」の実現に向け、多様な人材や機会の還流を促し、新たな事業機会やコミュニティが育まれることによって希望が連鎖する好循環を確立するための取組を進めてまいります。

④ 新型コロナウイルス感染症への今後の対応について

新型コロナウイルス感染症は、5月8日から、感染症法上の分類が、2類相当から5類に移行された。

これに伴い5月8日をもって、政府対策本部及び岩手県対策本部が廃止され、当市においても、同日付で市新型コロナウイルス感染症対策本部を廃止した。

市対策本部は廃止したが、今後の感染状況に応じて庁内連絡会等を組織し、必要な対策を検討し実施する体制を確保してまいります。

5類移行後の感染状況の把握については、季節性インフルエンザと同様に、指定された医療機関での定点把握に変更されており、当管内における最新週での1医療機関あたりの平均患者数は、5.0人となっている。

季節性インフルエンザの場合には、1定点当たり10人で注意報、30人で警報とする国の指標があるが、新型コロナウイルス感染症については、定点把握が開始されて間もないことから、現時点で感染状況の指標は示されていない。

5類移行後の基本的な感染対策については、行政が一律に対応を求めることはなくなり、個人や事業者の判断が基本となる。

しかしながら、5類に移行されたからといって、完全に収束したわけではないので、重症化しやすい方のいる医療機関や高齢者施設等への訪問時などの、マスクの着用が効果的な場面においては、マスクの着用が推奨されているので、場面に応じた感染対策に取り組んでいただくようお願いする。

岩手県でも、症状のある方の相談や受診先を紹介する「いわて健康フォローアップセンター」や、障がいのある方や高齢者を対象とした宿泊療養施設の運用、感染状況に応じた高齢者施設等の職員に対する集中的検査等は継続しておりますが、感染症法に基づく陽性者の登録や、陽性者及び濃厚接触者の外出自粛は求められなくなるので、自宅療養者への食料支援や隔離用宿泊療養施設の運用などは終了している。

陽性となった方の外出の自粛は求められなくなるが、周りの方に感染させるリスクが高いことから、感染後5日間かつ症状軽快後24時間程度経過するまでは、外出の自粛が推奨されているので、適切な判断をしていただくようお願いする。

発熱などの症状があり医療機関を受診した場合の療費等については、健康保険等が適用され自己負担が生じるが、一定期間は一部の費用について公費での支援が継続される。

感染症法上の位置づけは変わりましたが、新型コロナウイルス感染症がなくなったわけではないので、引き続き、市民の皆様にご注意事項などを周知するなど、感染状況に応じて対応してまいります。

次に、新型コロナワクチンの接種についてであるが、今年度は、現在行っている「令和5年春開始接種」と9月以降に開始する予定の「令和5年秋開始接種」となる。

「春開始接種」の対象は、65歳以上の高齢者の方、5歳から64歳までの基礎疾患のある方、重症化リスクが高いと医師が認める方、医療従事者、高齢者施設従事者などとなり、5月28日から、イオンタウン釜石を会場とする集団接種と、医療機関での個別接種を行っている。

集団接種は、これまでと同様に、遠隔地に居住される方を対象とした送迎バスも運行する。

現在は、対象者に接種券を順次郵送しており、「春開始接種」については、8月末まで行う。

なお、新型コロナワクチンの初回接種を終えた方のうち「春開始接種」の対象とならなかった方については、「秋開始接種」の対象となるが、今後、国から詳細が示され次第、速やかに周知してまいります。